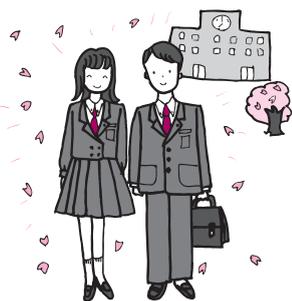


幌延町奨学生の募集

幌延町では、平成17年度に公立学校、専修学校の専門課程（専門学校）及び短大・大学（大学院）へ進学される方を対象に奨学生を募集します。学資の貸付を希望される方は、通学学校長と相談の上、教育委員会へお申込みください。



● 募集期間

平成17年2月1日

～平成17年3月31日

(募集期間外でも受け付けますが、支給が遅れることがありますので、希望予定の方はお早めに申込み願います)

● 貸付額

高校生 月額10,000円

専門学校生 月額20,000円

大学(短大)生 月額20,000円

● 貸付資格

申請日現在において幌延町民もしくは幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校より進学する予定の生徒であること。

● 提出書類

1. 奨学資金貸付申請書
2. 学校長の推薦書又は成績証明書
3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本
5. 健康診断書

※1～3の用紙については、教育委員会学校教育係に備えてあります。

詳しくは、
教育委員会学校教育係
☎5-1321まで

情報

インフォメーション

留萌開発建設部より

屋根から落ちる 雪や氷に注意を

毎年、冬になると屋根に積もった雪や氷、つららが落ちて歩行者がケガをしたり、また最悪の場合には死亡したりする事故がしばしば起こっています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

● 雪止めを付けましょう

雪の滑り止めが付けてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついて切れてしまうこともありますので、必ず点検して悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

● 雪降ろしを早めに

屋根の雪や氷、つららは気温が上昇した時、特にプラスマイナス0度前後のときに落ちやすい状況になるため、そのような時は早めに落とすようにしてください。また雪を落とすときは、周囲をよく確認するのを忘れないでください。

● 雪が落ちたらすぐに処理を

屋根から雪が落ちた時は、すぐに事故がないかどうかを確認してください。また、歩行者の通行の支障とならないよう、速やかに処理してください。

● 道路に雪を出さないで

交通事故、交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにして下さい。

● 歩行者の方々へのお願い

家屋の軒下を通行する時は、落氷雪に十分注意するようにして下さい。また、軒下では小さな子どもは絶対に遊ばせないようにして下さい。

旭川地方法務局より

成年後見登記事務の 取扱い変更について

平成12年4月に創設された成年後見登記事務は、法務大臣の指定を受けた東京法務局のみで取り扱われておりましたが、同制度が定着してきたことにより、証明書交付請求件数が大幅に増加しています。そのため利用されるお客様から地方法務局においても証明書の交付をしてほしいとの容貌が多数寄せられていたところ。そこで、お客様の利便をはかるため、平成17年1月31日から、全国の法務局・地方法務局においても証明書の交付事務を取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

詳しくは、
旭川地方法務局 戸籍課
☎0166-53-3174まで